

## 令和2年度スポーツ少年団全国一斉活動 実施要項

### 1. 趣旨

日本スポーツ少年団は、1964年東京オリンピックの開催を2年後に控えた1962年、青少年へのオリンピック・ムーブメントの正しい理解啓発などを目標とした「オリンピック青少年運動」の取組を背景に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的として創設されて以来、地域社会に根差した青少年団体として、スポーツ活動を中心としながら、文化活動、奉仕活動、野外活動等により、青少年の成長を促す幅広い活動を行ってきた。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という理念の一つに基づき、全国各地で実施する美化活動、環境ボランティア活動、平和活動、国際交流活動などの社会貢献活動を通して、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの理解を深める活動を実施する。

なお、本活動では全国のスポーツ少年団の活動を時間(分)×人数(人)で集計し、第1回オリンピック競技大会(アテネ)から第32回オリンピック競技大会(東京)までの期間にあたる約125年分の活動となることを目標とする。

### 2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
都道府県体育・スポーツ協会 都道府県スポーツ少年団  
市区町村体育・スポーツ協会 市区町村スポーツ少年団  
単位スポーツ少年団

### 3. 協力

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

### 4. 活動実施期間

令和2年4月1日(火)～令和3年2月28日(日)〔予定〕

※ 終了時期は今後変更となる場合があります

### 5. 活動内容

日本・都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団(以下、各級スポーツ少年団)が、自らの活動の中心となる都道府県、市区町村において、社会貢献活動や地域のスポーツ少年団同士の交流活動等を実施する。

※ 具体的な活動日及び活動内容は、各級スポーツ少年団において決定してください

- (1) 清掃・美化・環境保全活動(例:地域における清掃活動等)
- (2) 複数の単位団が関わる交流(例:市区町村や都道府県内外の単位団による交流活動等)
- (3) 国際交流(例:海外からの青少年とのスポーツ交流等)
- (4) スポーツボランティア(例:地域の方を対象にしたスポーツ体験活動等)
- (5) 障がい者スポーツ、障がい者への理解を深める活動(例:障がい者スポーツ体験等)
- (6) 平和学習(例:平和について考えるディスカッション等)
- (7) その他、地域社会に貢献する活動

※ 各スポーツ少年団が主催した(主体となった)活動が対象となります。

他の団体が主催する関連活動への参加は対象となりません。

## 6. 参加対象者

- (1) 令和2年度スポーツ少年団登録団員、指導者、役員・スタッフ
- (2) (1)の登録者が所属する各級スポーツ少年団等の活動に賛同する地域の人々や保護者等

## 7. 活動報告

- (1) 各級スポーツ少年団にて活動実施後、当協会ホームページ上のオンラインフォームから報告をお願いします。<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1100.html>  
日本スポーツ協会>トップページ>スポーツ少年団>東京2020大会への取組(一斉活動)
- (2) 報告フォーム送信後、「jjsa@japan-sports.or.jp」から自動返信メールが届きます  
メール設定(迷惑メールブロック)等により受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

※ 過去[平成29(2017)年4月以降]に実施した活動についてもご報告いただけます

※ 期間中に実施する活動数に上限はありません。(同一団による複数回の活動報告も可能です)  
(例:10月1日、12月1日～2日に活動を実施した場合、それぞれの活動報告をお願いします)

## 8. 参加証

- (1) 当協会に活動報告を行った団に対して、参加証[2種類:単位団用(PDF)、個人用(Word)]をお送りします
- (2) 参加証(2種類:単位団用、個人用)
  - ① 当協会ホームページ上のオンラインフォームに入力いただいたメールアドレス宛に参加証データをお送りします。  
<送付予定時期>  
2020年12月までにご報告いただいた場合→1月中旬以降  
2021年1月以降にご報告いただいた場合→3月中旬以降
  - ② 参加証(単位団用)は参加人数に関わらず、一回の活動報告につき一枚となります
  - ③ 参加証(個人用)は氏名欄の編集が可能ですので、当該団において入力のうえ、各参加者にお渡しください。

## 9. その他

- (1) 活動に関わる費用は各スポーツ少年団にて負担すること。
- (2) 活動時は会場に応急手当用の医療品やAEDの配備、緊急時に対応される医療機関を確認する等の安全対策を行うこと。
- (3) 活動報告にあたって当協会が収集した情報、写真等は、当協会のホームページや各種報告書、SNS等において利用することがある。なお、当協会が収集した個人情報は、参加者の同意なしに、第三者への開示・提供は行わない(法令などにより開示を求められた場合を除く)。
- (4) 各スポーツ少年団においては、本活動を契機として、継続した社会貢献活動を実施することが望ましい。
- (5) 都道府県、市区町村スポーツ少年団は可能な限り、地元メディア等への広報活動を実施することが望ましい。

<問合せ先>

公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部少年団課

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

TEL:03-6910-5814 [受付時間 9:30~17:30 (12:00~13:00、土日祝日を除く)]

メール:jjsa@japan-sports.or.jp